

平成23年3月 1日総務会専決

平成23年6月19日総会承認

多摩湖町自治会・集会所管理運営規約

(平成23年4月施行)

多摩湖町自治会

- (設置)
第1条 多摩湖町自治会(以下「自治会」という。)は、その事業として多摩湖町二丁目18番1号に多摩湖町自治会集会所(以下「集会所」という。)を設置し、これを管理運営する。
- (目的)
第2条 この集会所は、自治会会員(以下「会員」という。)の福祉増進、教養の向上、相互の親睦及び自治会区域の各種の会合、集会等に利用することを目的とする。
- (利用者の範囲)
第3条 この集会所を利用する場合の利用者の範囲は、次のとおりとする。
1 自治会の事業、行事、自治活動等に参加する会員
2 会員有志が発起する会合等に参加する会員
3 その他自治会が必要と認める者
- (貸出責任者)
第4条 この集会所の貸出責任者等は、自治会長が指名する。
- (利用の許可)
第5条 この集会所の利用を希望する者は、事前に利用許可申請書を提出し、貸出責任者の許可を受けなければならない。
1 この集会所の利用は、自治会が主催する事業等の利用を優先する。
2 この集会所の利用申し込みが重複した場合は、冠婚葬祭等を優先するものとする。
3 会員が罹災し、一定期間集会所を利用する必要が生じた場合は、可能な限り前1項の規定にかかわらず集会所の利用を優先する。ただし、利用期間は1週間以内とする。
- (不許可の場合)
第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、自治会長は、集会所の利用を許可しない。
1 営利目的の利用
2 同一団体が引き続き連続して3日以上(冠婚・葬祭・罹災等を除く)又は、同月に毎週同じ曜日前後に継続して利用するとき。
3 秩序を乱すおそれがあるとき。
4 利用許可を受けた者が他の者に又貸しをするおそれがあるとき。
5 18歳未満の者だけで利用するとき。
6 集会所の施設、備品等を汚損又は損傷するおそれがあるとき。
7 管理上支障があるとき。
8 利用者の利用目的が第2条にかかげる目的に反すると認められる場合は、総務会にはかり不許可とする。
9 その他自治会長が不相当と認めるとき。
- (遵守事項)
第7条 この集会所を利用する者は、次の事項を遵守しなければならない。
1 利用許可以外の部屋の備品等を使用しないこと。
2 騒音を発するなど、近隣及び他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
3 備品の持ち出しは厳禁とする。
4 利用時間を厳守すること。
5 集会所建物内の喫煙は厳禁とする。
6 喫煙所の吸い殻は各自が責任を持って持ち帰り処理をすること。
7 その他集会所の運営上不適当な行為をしないこと。
- (利用者の義務)
第8条 この集会所を利用する者は、次の通りとする。
1 利用者は、善良なる管理の注意義務を負うとともに、便宜上、集会所内で備品配置等を移動させたときは、利用後これを原状に復旧させなければならない。
2 利用者は、利用後清掃、火の元及び戸締り、電源を切るなど後始末を行い、利用責任者は別紙「集会所利用後のチェック表」に必要事項を記入し、鍵を速やかに貸出責任者に返納すること。
- (損害の弁償)
第9条 この集会所を利用する者が集会所の施設、備品等を損傷又は滅失したときは、その損害についての応分の弁償をしなければならない。
- (利用受付期間)
第10条 この集会所を利用する受付期間は、利用日の前日1カ月前からとする。
- (利用時間及び利用料)
第11条 この集会所の利用時間及び利用料は、下表に定めるとおりとする。

1 利用時間及び利用料(一般利用)

利用料等 の 徴収額 (駐車含 む)	会 員	9時～17時	800円
		17時～21時	1000円
	会 員 以 外	9時～17時	1000円
		17時～21時	1200円
駐車のみ	会 員	1日500円 (2時間以内無料)	
	会 員 以 外	1日700円 (2時間以内200円)	
減免	減免の理由	多摩湖町自治会集会利用規約 第12条 該当	

2 冠婚葬祭時・羅災等の利用時間及び利用料

利用料等 の 徴収額 (駐車含 む)	会 員	1日	15000円
	会 員 以 外	1日	20000円
減免	減免の理由	多摩湖町自治会集会利用規約 第12条 該当	

3 利用料は、集会所の申し込み時に貸出責任者に事前に納付しなければならない。

(利用料の減免)

第12条 この集会所は、自治会が主催する事業等、公の目的のために利用する場合や、会員が羅災等で一時使用する場合、その他公益上必要と認められる場合は、利用料を減免することができる。

(備品)

第13条 集会所の備品管理は、別に「備品一覧表」を作成し、定期的に点検する。

第14条 この規約に定めない事項は、会長が総務会に図り決定する。

附則 この規約は、平成23年4月1日から施行する。